



宮 崎 県 公 報

平成30年9月27日(木曜日) 第 3033 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

告 示

- 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示…………… (財産総合管理課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 6
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… (") 6
- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… (") 6
- 道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 7
- 道路の供用の開始 (3件) …………… (") 7

訓 令

○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 8

公 告

- 宮崎県の人事行政の運営等の状況の公表…………… (人事課) 11
- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (3件) …… (商工政策課) 11
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (") 12
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (") 13
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 13
- 公共測量の実施の通知 (2件) …………… (管理課) 13
- 都市計画の変更の案の縦覧…………… (都市計画課) 13
- 入札公告…………… 13

病院局公告

○入札公告…………… 15

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第56号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則 (昭和40年宮崎県規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1～51 [略] 52 公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第1項の規定による 竣功認可 の申請に係る 竣功検査 に関すること。 53～66 [略]	西臼杵支 庁長	1～51 [略] 52 公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第1項の規定による 竣功認可 の申請に係る 竣功検査 に関すること。 53～66 [略]
[略]		[略]	
土木事務 所長	1～13の2 [略] 13の3 公有水面埋立法第22条第1項の規定による 竣功認可 の申請に係る 竣功検査 に関すること。 14 港湾法 (昭和25年法律第 218号) による次の事務 (串間土木事務所に限る。) (1)～(7) [略] (8)～(16) [略]	土木事務 所長	1～13の2 [略] 13の3 公有水面埋立法第22条第1項の規定による 竣功認可 の申請に係る 竣功検査 に関すること。 14 港湾法 (昭和25年法律第 218号) による次の事務 (串間土木事務所に限る。) (1)～(7) [略] <u>(8) 第41条の5の規定による情報の提供又は指導若しくは助言に関すること。</u> (9)～(17) [略]

<p>15 [略] 15の2 港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）による次の事務（串間土木事務所に限る。） (1)～(3) [略] (4) 第7条の3の規定による<u>けい留実績報告書</u>の受理に関すること。 (5)・(6) [略] 16～44 [略]</p>	<p>15 [略] 15の2 港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）による次の事務（串間土木事務所に限る。） (1)～(3) [略] (4) 第7条の3の規定による<u>係留実績報告書</u>の受理に関すること。 (5)・(6) [略] 16～44 [略]</p>
<p>[略]</p> <p>港湾事務所長 1～7の2 [略] 8 公有水面埋立法第22条第1項の規定による<u>竣功認可</u>の申請に係る<u>竣功検査</u>に関すること。 9 港湾法による次の事務 (1)～(7) [略] (8)～(17) [略] 10 [略] 10の2 港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第7条の3の規定による<u>けい留実績報告書</u>の受理に関すること。 (6)～(9) [略] 10の3～19 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>港湾事務所長 1～7の2 [略] 8 公有水面埋立法第22条第1項の規定による<u>竣功認可</u>の申請に係る<u>竣功検査</u>に関すること。 9 港湾法による次の事務 (1)～(7) [略] (8) 第41条の5の規定による<u>情報の提供又は指導若しくは助言</u>に関すること。 (9)～(18) [略] 10 [略] 10の2 港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第7条の3の規定による<u>係留実績報告書</u>の受理に関すること。 (6)～(9) [略] 10の3～19 [略]</p>
<p>付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）</p> <p>1～23 [略] 24 肉用牛生産基盤強化対策事業費補助金交付要綱（平成27年3月24日定め）に基づく補助金 25～35 [略]</p>	<p>付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）</p> <p>1～23 [略] 24～34 [略] 35 結ぶ6次化！農業新ビジネス拡大支援事業補助金交付要綱（平成30年4月2日定め）に基づく補助金 36 “和牛の産地みやざき”繁殖基盤強化対策事業費補助金交付要綱（平成30年4月1日定め）に基づく補助金 37 宮崎県肉用牛総合改良対策事業費補助金交付要綱（平成30年4月1日定め）に基づく補助金のうち、高能力雌牛群整備対策事業（優秀受精卵利用対策事業を除く。）に係る補助金</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 761号

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年宮崎県告示第41号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(審査の申請)	(審査の申請)

第3条 前条の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、清掃業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(21) [略]

(22) [略]

2 [略]

(指名停止)

第9条 知事は、登録業者が、清掃業務等の委託契約に係る指名競争入札に関して別表第2に掲げる要件に該当する場合は、登録を受けている業務すべてにおいて1年間指名しない（以下「指名停止」という。）ものとする。

2～4 [略]

(契約違反等の報告)

第12条 清掃業務等に関係する部局の課長又は出先機関の長は、登録業者が別表第2に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、速やかに契約違反等報告書（別記様式第15号）を総務部総務課長へ提出するものとする。

別表第2（第9条、第12条関係）

項 目	要 件
[略]	
3 その他 の要件	(1) [略] (2) 登録の有効期間中に第4条第1項第2号又は第3号に該当した場合であって、第7条第1項第1号ただし書の規定によりその登録が取り消されないとき。 (3)・(4) [略]

別記

様式第1号（第2条関係）

年度競争入札参加資格者名簿

(その1) 清掃業務 (平成 年 月 日現在)
[略]

年度競争入札参加資格者名簿

(その2) 警備保障業務 (平成 年 月 日現在)
[略]

年度競争入札参加資格者名簿

(その3) ねずみ昆虫等防除業務 (平成 年 月 日現在)
[略]

年度競争入札参加資格者名簿

第3条 前条の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、清掃業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(21) [略]

(22) 育児休業制度について就業規則で定め、労働基準監督署への届出を行っている場合には、労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し

(23) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定による認定を受けている場合には、その認定証の写し

(24) 常時雇用する労働者の数が300人以下の者であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、労働基準監督署への届出を行っているものにあつては、その届出書の写し

(25) 女性活躍推進法第9条の規定による認定を受けている場合には、その認定証の写し

(26) 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱（平成30年2月1日定め）第5条の規定による認証を受けている場合には、その認証書の写し

(27) [略]

2 [略]

(指名停止)

第9条 知事は、登録業者が、清掃業務等の委託契約に係る指名競争入札に関して別表第2に掲げる要件に該当する場合は、登録を受けている業務全てにおいて1年間指名しない（以下「指名停止」という。）ものとする。

2～4 [略]

(契約違反等の報告)

第12条 清掃業務等に関係する部局の課長又は出先機関の長は、登録業者が別表第2に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、速やかに契約違反等報告書（別記様式第15号）を財産総合管理課長へ提出するものとする。

別表第2（第9条、第12条関係）

項 目	要 件
[略]	
3 その他 の要件	(1) [略] (2) 登録の有効期間中に第4条第1項第2号又は第3号に該当した場合であって、第7条第1項第1号又は第2号の規定によりその登録が取り消されないとき。 (3)・(4) [略]

別記

様式第1号（第2条関係）

年度競争入札参加資格者名簿

(その1) 清掃業務 (年 月 日現在)
[略]

年度競争入札参加資格者名簿

(その2) 警備保障業務 (年 月 日現在)
[略]

年度競争入札参加資格者名簿

(その3) ねずみ昆虫等防除業務 (年 月 日現在)
[略]

年度競争入札参加資格者名簿

(その4) 職員宿舍管理業務 (平成 年 月 日現在)

[略]

様式第2号 (第3条関係)

[略]

(裏面)

(添付書類)

1~21 [略]

22 [略]

別紙1 (その1) 清掃業務

[略]

[略]		
審査事項	記載欄	数値
[略]		
(13) [略]		

[略]

別紙1 (その2) 警備保障業務

[略]

[略]		
審査事項	記載欄	数値
[略]		
(11) [略]		

(その4) 職員宿舍管理業務 (年 月 日現在)

[略]

様式第2号 (第3条関係)

[略]

(裏面)

(添付書類)

1~21 [略]

22 育児休業制度を就業規則で定め、労働基準監督署への届出を行っている場合には、労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し

23 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める書類

(1) 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定を受けている場合 認定証の写し

(2) 女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、労働基準監督署への届出を行っている場合 (常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る。) 届出書の写し

(3) 女性活躍推進法第9条の規定による認定を受けている場合 認定証の写し

(4) 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第5条の規定による認証を受けている場合 認証書の写し

24 [略]

別紙1 (その1) 清掃業務

[略]

[略]		
審査事項	記載欄	数値
[略]		
(13) [略]		
(14) 働きやすい職場環境の整備 (該当するものは記載欄に○を記載)	育児休業制度に関する就業規則の定め及び労働基準監督署への届出 ①次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定、②女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定及び労働基準監督署への届出 (常時雇用する労働者数が300人以下の事業主に限る。)、③女性活躍推進法第9条の規定による認定、④働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第5条の規定による認証	

[略]

別紙1 (その2) 警備保障業務

[略]

[略]		
審査事項	記載欄	数値
[略]		
(11) [略]		
(12) 働きやすい職場環境	育児休業制度に関する就業規則の定め及び労働基	

<p>[略]</p> <p>様式第5号 (第3条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width:15%;">従事者研修の実施状況</td> <td style="width:25%;">[略]</td> <td style="width:25%;">①過去2ヶ 年で毎年 1回以上</td> <td style="width:35%;">②過去2ヶ 年で1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③過去2ヶ 年で実績 なし</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第11号 (第4条関係)</p> <p>(その1) 名簿に登録した場合</p> <p>[略]</p> <p>先に申請のありました入札の参加資格については、下記のとおり資格があるものと認定し、名簿に登録しましたので通知します</p>	[略]				従事者研修の実施状況	[略]	①過去2ヶ 年で毎年 1回以上	②過去2ヶ 年で1回				③過去2ヶ 年で実績 なし	[略]				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">境の整備 (該当するものは記載欄に○を記載)</td> <td style="width:50%;">準監督署への届出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>①次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定、②女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定及び労働基準監督署への届出 (常時雇用する労働者数が300人以下の事業主に限る。)、③女性活躍推進法第9条の規定による認定、④働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第5条の規定による認証</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第5号 (第3条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width:15%;">従事者研修の実施状況</td> <td style="width:25%;">[略]</td> <td style="width:25%;">①過去2か 年で毎年 1回以上</td> <td style="width:35%;">②過去2か 年で1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③過去2か 年で実績 なし</td> </tr> <tr> <td style="width:15%;">働きやすい職場環境の整備</td> <td colspan="2">育児休業制度を就業規則で定め、労働基準監督署へ届出を行っている場合は、○印を付けて届出日を記載すること。</td> <td style="width:10%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">次の認定若しくは認証を受け、又は届出を行っている場合は、○印を付けてその日付を記載すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の労働基準監督署への届出 (常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る。)</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③女性活躍推進法第9条の規定による認定</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第5条の規定による認証</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第11号 (第4条関係)</p> <p>(その1) 名簿に登録した場合</p> <p>[略]</p> <p>先に申請のありました入札の参加資格については、下記のとおり資格があるものと認定し、名簿に登録しましたので通知します</p>	境の整備 (該当するものは記載欄に○を記載)	準監督署への届出				①次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定、②女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定及び労働基準監督署への届出 (常時雇用する労働者数が300人以下の事業主に限る。)、③女性活躍推進法第9条の規定による認定、④働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第5条の規定による認証			[略]				従事者研修の実施状況	[略]	①過去2か 年で毎年 1回以上	②過去2か 年で1回				③過去2か 年で実績 なし	働きやすい職場環境の整備	育児休業制度を就業規則で定め、労働基準監督署へ届出を行っている場合は、○印を付けて届出日を記載すること。		年 月 日		次の認定若しくは認証を受け、又は届出を行っている場合は、○印を付けてその日付を記載すること。				①次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定		年 月 日		②女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の労働基準監督署への届出 (常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る。)		年 月 日		③女性活躍推進法第9条の規定による認定		年 月 日		④働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第5条の規定による認証		年 月 日	[略]			
[略]																																																																	
従事者研修の実施状況	[略]	①過去2ヶ 年で毎年 1回以上	②過去2ヶ 年で1回																																																														
			③過去2ヶ 年で実績 なし																																																														
[略]																																																																	
境の整備 (該当するものは記載欄に○を記載)	準監督署への届出																																																																
	①次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定、②女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定及び労働基準監督署への届出 (常時雇用する労働者数が300人以下の事業主に限る。)、③女性活躍推進法第9条の規定による認定、④働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第5条の規定による認証																																																																
[略]																																																																	
従事者研修の実施状況	[略]	①過去2か 年で毎年 1回以上	②過去2か 年で1回																																																														
			③過去2か 年で実績 なし																																																														
働きやすい職場環境の整備	育児休業制度を就業規則で定め、労働基準監督署へ届出を行っている場合は、○印を付けて届出日を記載すること。		年 月 日																																																														
	次の認定若しくは認証を受け、又は届出を行っている場合は、○印を付けてその日付を記載すること。																																																																
	①次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定		年 月 日																																																														
	②女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の労働基準監督署への届出 (常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る。)		年 月 日																																																														
	③女性活躍推進法第9条の規定による認定		年 月 日																																																														
	④働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第5条の規定による認証		年 月 日																																																														
[略]																																																																	

<p>。なお、清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第6条の規定により氏名、名称、住所等に変更があったときは、速やかに変更等届出書(様式第12号)を提出してください。</p> <p>[略]</p> <p>様式第15号(第12条関係)</p> <p>[略]</p> <p>総務部総務課長 殿</p> <p>[略]</p>	<p>。なお、清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第6条の規定により氏名、名称、住所等に変更があったときは、速やかに変更等届出書(別記様式第12号)を提出してください。</p> <p>[略]</p> <p>様式第15号(第12条関係)</p> <p>[略]</p> <p>財産総合管理課長 殿</p> <p>[略]</p>
---	--

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 762号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570204299	デイサービスもちお	宮崎県都城市横市町6644番地4	株式会社グリーンヒルズ	宮崎県都城市横市町6644番地4	平成30年8月1日	通所介護

宮崎県告示第 763号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570400392	デイサービスきずなII	宮崎県日南市中央通2丁目2番地5	医療法人弘和会	宮崎県日南市中央通二丁目3番地5	平成30年8月1日	通所介護
4570200909	サービス事業所わたなべ	宮崎県都城市南鷹尾町21-8	有限会社ワタナベスポーツ	宮崎県都城市南鷹尾町21-8	平成30年8月31日	福祉用具貸与
4570202244	訪問介護ステーションすみれ	宮崎県都城市都北町5134番地3	有限会社ファイ企画	宮崎県都城市都北町5134番地3	平成30年8月31日	訪問介護

宮崎県告示第 764号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570200909	サービス事業所わたなべ	宮崎県都城市南鷹尾町21-8	有限会社ワタナベスポーツ	宮崎県都城市南鷹尾町21-8	平成30年8月31日	介護予防福祉用具貸与
4570202244	訪問介護ステーションすみれ	宮崎県都城市都北町5134番地3	有限会社ファイ企画	宮崎県都城市都北町5134番地3	平成30年8月31日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 765号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年9月27日から同年10月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	388号	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字仁田ノ越1828番1地先から同郡同町南郷鬼神野同字1839番2地先まで	旧	10.0～27.1	47.6
				新	8.1～27.1	47.6

宮崎県告示第 766号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年9月27日から同年10月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字向山字谷城3787番1地先から同郡同町同大字同字3783番2地先まで	旧	3.8～14.8	118.6
				新	9.4～21.3	118.6

宮崎県告示第 767号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年9月27日から同年10月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字下野字板床1426番1地先から同郡同町同大字同字1406番3地先まで	旧	4.0～13.0	204.7
				新	6.3～14.2	204.7

宮崎県告示第 768号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年9月27日から同年10月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字仁田ノ越1826番4地先から同郡同町南郷鬼神野同字1825番4地先まで	平成30年9月30日

宮崎県告示第 769号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年9月27日から同年10月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字向山字谷城3787番1地先から同郡同町同大字同字3783番2地先まで	平成30年9月27日

宮崎県告示第 770号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年9月27日から同年10月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字下野字板床1426番1地先から同郡同町同大字同字1406番3地先まで	平成30年9月27日

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第9号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前								改正後									
別表第2（第4条関係） 本庁各課共通専決事項								別表第2（第4条関係） 本庁各課共通専決事項									
事務	事項	専決区分						摘要	事務	事項	専決区分						摘要
		副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー				副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー	
1 訓 令 等 に 関 する 事 務	(1)・(2) [略]							1 訓 令 等 に 関 する 事 務	(1)・(2) [略]							[略]	
	(3) [略]								(3) [略]								
	(4) [略]								(4) (3)のうち軽 易な改正に関する こと。					○			
	(5) (4)のうち定 例的なもの						[略]		(5) [略]								
	(6) [略]								(6) (5)のうち定 例的なもの						[略]		
	[略]								(7) [略]								
3 職	(1)・(2) [略]							3 職	(1)・(2) [略]							[略]	
	(3) 出張に関する						[略]		(3) 出張に関する						[略]		

員 の 服 務 等 に 関 す る 事 務	こと。	
	ア～ウ [略]	
	エ 課員に係るもの	[略]
	オ 課員(課長補佐を除く。)に係るものであって、公用自動車を使用する宿泊を伴わない県内出張に係るもの	
	(4)～(7) [略]	
	[略]	

別表第3 (その1) (第4条関係)

本庁各課特定専決事項

課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課長特定専決事項	課長補佐特定 専決事項

[略]

総務 事務 セン ター	[略]			1 給料、職員手当及び共済費(社会保険料及び労働保険料を除く。)の支出負担行為及び支出命令に関すること。	1 [略]
----------------------	-----	--	--	--	-------

[略]

商工 政策 課			[略]	1～6 [略]	
---------------	--	--	-----	---------	--

別表第3 (その1) (第4条関係)

本庁各課特定専決事項

課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課長特定専決事項	課長補佐特定 専決事項

[略]

総務 事務 セン ター	[略]			1 給料、職員手当(児童手当を除く。)及び共済費(社会保険料及び労働保険料を除く。)の支出負担行為及び支出命令に関すること。	1 [略] 2 職員手当(児童手当に限る。)の支出負担行為及び支出命令に関すること。 3 給与に関する各種報告に関すること。
----------------------	-----	--	--	--	--

[略]

商工 政策 課			[略]	1～6 [略] 7 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項の規定による認定に関すること。 8 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(平成21年経済産業省令第22号)による次の事務(1) 第12条第1項、第3項、第5項、第7項、第9項、第10項及び第11項の規定	
---------------	--	--	-----	---	--

[略]

別表第 3 (その 2) (第 4 条関係)

本庁各課特定専決事項

課	担当リーダー特定専決事項
[略]	[略]
総務 事務 セン ター	1 報酬、賃金、共済費（社会保険料及び労働保険料に限る。）及び旅費の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2 [略]
[略]	[略]

別表第 5 (第 5 条関係)

出先機関の長特定専決事項
[略]
精神保健福祉センター 1・2 [略]
3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による次の事務（精神通院医療に係るものに限る。） (1)～(7) [略]
4 [略] [略]

別表第 6 (第 5 条関係)

副所長等共通専決事項
1 職員（出先機関の長及び副所長等を除く。）の県内出張に関すること。 2～7 [略]

別表第 6 の 2 (第 5 条関係)

庶務担当課長共通専決事項
1 職員（出先機関の長、副所長等及び課長を除く。）の宿泊を伴わない管内出張に関すること。 2 [略] 3 [略]

別表第 6 の 3 (第 5 条関係)

総務事務（総務商工）センター長専決事項
1 [略]

別表第 7 (第 5 条関係)

による報告の受理に関すること。 (2) 第17条第1項の規定による確認に関すること。 (3) 第18条第1項から第4項までの規定による確認に関すること。 (4) 第20条第1項及び第2項の規定による確認に関すること。 。
[略]

別表第 3 (その 2) (第 4 条関係)

本庁各課特定専決事項

課	担当リーダー特定専決事項
[略]	[略]
総務 事務 セン ター	1 報酬、共済費（社会保険料及び労働保険料に限る。））、賃金及び旅費の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2 [略]
[略]	[略]

別表第 5 (第 5 条関係)

出先機関の長特定専決事項
[略]
精神保健福祉センター 1・2 [略]
3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）による次の事務（精神通院医療に係るものに限る。） (1)～(7) [略]
4 [略] [略]

別表第 6 (第 5 条関係)

副所長等共通専決事項
1 職員（出先機関の長及び副所長等を除く。）の県内出張（宿泊を伴わない管内出張及び公用自動車を使用する宿泊を伴わない県内出張を除く。）に関すること。 2～7 [略]

別表第 6 の 2 (第 5 条関係)

庶務担当課長共通専決事項
1 職員（出先機関の長、副所長等及び課長を除く。）の宿泊を伴わない管内出張及び公用自動車を使用する宿泊を伴わない県内出張に関すること。 2 [略] 3 給与に関する各種報告に関すること（県税・総務事務所を除く。）。 4 [略]

別表第 6 の 3 (第 5 条関係)

総務事務（総務商工）センター長専決事項
1 [略] 2 給与に関する各種報告に関すること。

別表第 7 (第 5 条関係)

西臼杵支庁次長専決事項	西臼杵支庁総務課長専決事項	西臼杵支庁主務課長専決事項	西臼杵支庁次長専決事項	西臼杵支庁総務課長専決事項	西臼杵支庁主務課長専決事項
1 職員(支庁長及び次長を除く。)の県内出張(宿泊を伴わない管内出張を除く。)に関する事 2～4 [略]	1 職員(支庁長、次長及び課長を除く。)の宿泊を伴わない管内出張に関する事。 2・3 [略]	[略]	1 職員(支庁長及び次長を除く。)の県内出張(宿泊を伴わない管内出張及び公用自動車を使用する宿泊を伴わない県内出張を除く。)に関する事。 2～4 [略]	1 職員(支庁長、次長及び課長を除く。)の宿泊を伴わない管内出張及び公用自動車を使用する宿泊を伴わない県内出張に関する事。 2・3 [略] 4 給与に関する各種報告に関する事。	[略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年宮崎県条例第5号)第6条の規定により、宮崎県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表する。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンキュー小林店
小林市大字堤字金鳥居3005-12 外22筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一朗
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
- 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
(変更後)株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一朗
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
- 変更の年月日
平成30年5月16日
- 変更する理由
代表者変更のため
- 届出年月日
平成30年9月6日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年9月27日から平成31年1月28日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成30年9月27日から平成31年1月28日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨーえびの店
えびの市大字原田字恵比須田3216番1 外17筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一朗
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
- 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

<p>(変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>(変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>4 変更の年月日 平成30年5月16日</p> <p>5 変更する理由 代表者変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成30年9月6日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成30年9月27日から平成31年1月28日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成30年9月27日から平成31年1月28日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成30年9月27日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンキュー広原店 北諸県郡三股町宮村2950番3号</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 (変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦</p>	<p>鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 株式会社丸勝園 代表取締役 藤元敏浩 都城市太郎坊町1981番地1 株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 東京都府中市若松町一丁目38番地1</p> <p>(変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 株式会社丸勝園 代表取締役 藤元敏浩 都城市太郎坊町1981番地1 株式会社セリア 代表取締役 河合映治 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 宮田亮史 福岡県福岡市博多区住吉2丁目2番1号</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成30年5月16日</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成29年12月16日</p> <p>5 変更する理由 代表者変更及び小売業者入替のため</p> <p>6 届出年月日 平成30年9月6日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成30年9月27日から平成31年1月28日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成30年9月27日から平成31年1月28日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成30年9月27日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス財光寺店 日向市大字財光寺字沖ノ原 953番6 外</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出</p>
--	--

大規模小売店舗の新設

平成30年5月16日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年9月27日から平成30年10月29日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ日向店

日向市大字財光寺1791番地1

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法附則第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗内の店舗面積の合計並びに大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更

平成30年4月20日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年9月27日から平成30年10月29日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高原高千穂土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	井上良光	高原町大字西麓3251番地3

(任期：平成33年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	大迫昭夫	高原町大字西麓3244番地

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

2 作業地域

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方から

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井までの一部

3 作業期間

平成30年9月18日から平成30年12月20日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

2 作業地域

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所から

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方までの一部

3 作業期間

平成30年9月18日から平成30年12月20日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

西都都市計画道路

3・5・5号 山角坂元線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

西都市大字調殿字山隅の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県国土整備部都市計画課、宮崎県西都土木事務所及び西都市商工観光課

(2) 期間

平成30年9月27日から平成30年10月11日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ (クライアントパソコン、周辺機器、ソフトウェア等) 1,776台
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年2月28日
- (4) 契約期間 平成31年3月1日から平成36年2月29日まで (60月)
- (5) 納入場所 仕様書別紙による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること (記載方法については、入札書を確認すること)。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること (入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること)。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成17年宮崎県条例第81号) 第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成30年宮崎県告示第330号に規定する資格を有する者で、業種がサービス (役務の提供) に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 仕様を満たした機能を有する物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

なお、第三者は、入札に参加できない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは

、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7045

イ 提出期限 平成30年10月18日午後5時

ウ 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。) によること。

- 4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間 平成30年9月27日から平成30年10月12日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで) とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 期間 平成30年9月27日から平成30年11月7日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 交付期間 平成30年9月27日から平成30年11月7日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 平成30年10月18日午後5時

イ 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

ウ 提出方法 電子メールによること。

(アドレスjohoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp)

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 提出期限 平成30年11月7日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。) によること。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁附属棟 303号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 平成30年11月8日午後1時30分

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則

第2号)第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

(1) この競争入札による調達、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and Quantity of Goods up for Bid: Personal computers (1,776 computers)

(2) Bidding Deadline : 5:00 PM on 7 November, 2018

(3) Contact Point for Inquiries: Information Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2 - 10 - 1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL: +81- 985-26-7045

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年9月27日

県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 デジタルX線テレビシステム 一式(設置に必要な工事等を含む。)

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成31年3月15日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成30年宮崎県告示第330号に規定する資格を有する者で業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に

関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく資格停止(以下「資格停止」という。)を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)

がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成30年10月31日までに県立延岡病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
延岡市新小路2丁目1-10

郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181

(2) 期間 平成30年9月27日から平成30年11月7日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

(2) 交付期間 平成30年9月27日から平成30年11月7日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

(2) 提出期限 平成30年11月7日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

6 開札の場所及び日時

(1) 場所 県立延岡病院2階会議室(地域医療センター)

(2) 日時 平成30年11月8日午後1時30分

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Digital X-ray Terevision System 1 set.
- (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 7 November, 2018
- (3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs, Managememt, and Planning Division, Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1 - 10 Shinkouji Nobeoka City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. TEL: 0982-32-6181